

2002年度JPドメイン名諮問委員会における1組織1ドメイン名に関する議論

1. 諮問書「JPドメイン名の登録管理業務に関する方針について (JPRS-ADV-2002001)」

【諮問】

JPドメイン名の登録管理業務に関する方針について諮問致します。

【諮問理由】

日本レジストリサービス(以下、JPRS)は、2002年4月1日より、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターの行うJPドメイン名登録管理業務の全面移管を受け、わが国唯一のJPドメイン名レジストリとして責任を果たしていくこととなります。

JPドメイン名を取り巻く環境は、社会の変化、ユーザーの変化などに対応し、日々変わってきております。そのため、JPドメイン名を登録管理する立場であるJPRSもこの変化に対応し、JPドメイン名をさらに信頼あるものに育てていきたいと考えております。

そこで、JPRSでは、2003年1月を目処に登録規則の改訂を目指しており、JPドメイン名の登録管理業務における公平性、中立性実現の観点から、当該登録規則を見直すための方針を示して頂きたく御願い申し上げます。

2. 参考資料 (JPドメイン名諮問委員会事務局作成)

(1組織1ドメイン名に関する部分の抜粋)

◆属性型・地域型JPドメイン名における1組織1ドメイン名の原則

この原則により、1つの組織は1つだけのドメイン名を登録できる。例えば、ある日本企業は、1つのC0. JPドメイン名を登録できるが、2つ以上のC0. JPドメイン名を登録することはできない。

この原則は、将来のドメイン名登録希望者に対してドメイン名登録の機会を高め、ドメイン名という資源の有効活用と公平性を実現するために設けられている。

1組織1ドメイン名の原則は、ドメイン名と登録組織を1対1で結びつけることになり、属性型JPドメイン名が組織をあらわすものであるという位置づけを明確にして

いる。さらに属性ごとの登録資格要件の審査と合わせて、例えばJPRS.CO.JPはJPRSという日本の企業のドメイン名であるという属性型JPドメイン名の信頼性につながっている。日本企業のドメイン名を登録状況については、企業数約160万に対して、CO.JPドメイン名の登録数は約24万件（2002年9月現在）となっている。さらに一部上場企業に限れば実に約98%の企業がCO.JPドメイン名を登録しており、JPドメイン名の信頼性を裏付ける証拠となっている。

また、1組織1ドメイン名の原則は、ローカルプレゼンス要件と合わせてサイバースクワッティングのような不正なドメイン名登録を防いでおり、このことはgTLDや同様の原則を持たない他のccTLDにおいて、ドメイン名の不正登録に関連する紛争が非常に多発している状況の中で、属性型JPドメイン名における同様の紛争は、JP-DRPの手続きに至ったものを数えるとわずか7件（2002年10月1日現在）であるという事実が物語っている。

他のccTLDにおいて1組織1ドメイン名の原則を設けているところは多くはないが、英国(.UK)におけるld.ukやplc.ukのように国内企業のためのドメイン名種別を設けて登録資格の審査を厳密に行っている場合などで、その信頼性を高めるために1組織1ドメイン名の制約を課している例もある。

以前はインターネットのビジネス活用を積極的に進めている企業を中心に、登録できるドメイン名が1つだけではインターネットユーザに対する十分な活動ができない、として複数ドメイン名の登録を望む声が大きく、やむなくgTLDなど他のドメイン名の利用を行う企業なども多かったが、2001年の汎用JPドメイン名の導入により、このようなニーズを満たすことができるようになっている。

以下のように、企業合併や紛争処理により1組織が複数ドメイン名を登録する状況が発生することがあり、この際に1組織1ドメイン名の原則をどう適用するかについての検討が必要である。

- (1) それぞれにドメイン名を登録している企業が合併したり買収されたりした結果、一つの企業が複数のドメイン名を登録した状態となる。原則を適用すればどちらかのドメイン名を廃止して1組織1ドメイン名の状態を保つ必要があるが、ドメイン名の廃止がユーザへ与える混乱や、登録者側のシステム設定変更等の影響を考慮しなければならない。現在はこのような場合には6ヶ月間のドメイン名併用期間を設けており、この間にどちらかのドメイン名へ運用を移行することとしている。

(2) 既にドメイン名を登録している組織が紛争処理の結果としてさらにもう一つのドメイン名の移転を受けることになった場合、複数のドメイン名を登録した状態になる。1組織1ドメイン名の原則のために移転を受けることができないとすると、移転されるべきドメイン名を廃止せねばならず、これによって再度紛争が発生する危険性が高い。現在はこのような場合にはどちらのドメイン名も登録を認めており、例外的に1組織が複数ドメイン名の登録を行っている状態となっている。ただし、この場合には、ネームサーバを設定することができるドメイン名はその中の一つのみとしており、他のドメイン名の運用を行うことはできないものとしている。

ドメイン名の登録管理以外の他業種における同様の事例を見ると、郵便であれば転居後も1年間は住所と前の居住者の情報を管理しており、転居先へ転送を依頼することが可能となっている。また、電話番号を変更する際には、古い番号に電話をかけても3ヶ月間（利用者の希望により最長1年まで）は新しい番号を案内する、といった措置がとられている。

3. 答申書「諮問書 JPRS-ADV-2002001 の諮問事項に関する答申 (JPRS-ADVRPT-2002002)」
(1組織1ドメイン名に関する部分の抜粋)

【課題】

現在、属性型・地域型JPドメイン名においては1組織1ドメイン名の原則を設けているが、これを継続して原則とするか。

企業合併や紛争処理により1組織が複数ドメイン名を登録する状況が発生することがあり、この際に1組織1ドメイン名の原則をどう適用するか。

【答申】

1組織1ドメイン名の原則は、ドメイン名と登録組織を1対1で結びつけ、属性ごとの登録資格要件の審査と合わせて、属性型・地域型JPドメイン名が組織をあらわすものであるという位置づけを明確にしている。また、ローカルプレゼンスが要件であることと合わせてサイバースクワッシングのような不正な登録を防いでいる。そのため、1組織1ドメイン名の原則は、維持すべきである。

企業において登録され利用されるドメイン名は、多くの顧客・消費者・インター

ネットユーザを対象として様々なサービスに活用されるため、合併や買収の際にいずれかのドメイン名を廃止しなければならないとすると、登録者である企業と、そのドメイン名を利用する多くのユーザに大きな影響を与えることになる。そのため、企業合併等で一時的に複数ドメイン名を登録する状況となった場合の併用期間は、現状より長くすることも検討すべきである。

紛争処理の結果複数ドメイン名を登録する状況となった場合も、運用可能なドメイン名は1つとし、再度の紛争を防ぐために複数ドメイン名の登録を認めるという、現在の方針を維持することが望ましい。

以上